

資料編

1. 曾於市環境基本条例

平成 19 年 7 月 6 日条例第 43 号

私たちのまち曾於市は、大隅半島の北部に位置し、霧島山麓の豊かな自然の恵みにより広大な大地と森林が育まれ、北部地域は、大淀川流域に開けた末吉市街地、財部市街地が都城盆地の一角をなし、南部地域は、菱田川流域に広がる大隅市街地となっており、多彩で豊かな自然に恵まれ、歴史と文化の薫り高い活力あるまちとして発展してきた。

しかしながら、近年の社会経済活動は、私たちに便利で快適な生活をもたらす一方で、限りある資源やエネルギーの大量消費、大量生産に伴う廃棄物の大量発生などにより、自然の再生能力を超えるような規模となり、地域の環境のみならず、地球温暖化問題に象徴されるように地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、全国に誇れる曾於市のすばらしい自然環境の恵沢を将来の世代に継承していく責務を担っていくことを認識し、環境への負荷の少ない継続可能なまちづくりを推進していかなければならない。

ここに、私たち曾於市民は、自然と共生しながら、それぞれの責任と役割の下に、英知を結集し、協力協働して、良好な環境の保全と形成を図り、これを将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び形成について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び形成 環境の保護及び整備を図ることによって、人をはじめとする生物にとって良好な状態に維持し、又は形成することをいう。
- (2) 生活環境 人の生活に係る環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むことをいう。
- (3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び動植物をいう。

- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。
- (6) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (7) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び形成は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承することを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び形成は、人と自然の共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、市域全般で社会経済活動及び生活様式を問い直し、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な循環型地域社会を構築することを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び形成は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を認識し、すべての日常生活及び事業活動において、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力協働して推進しなければならない。

4 環境の保全及び形成は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での取組として行われるとともに、広域的に協力連携して行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり市域の自然的、社会的条件に応じた環境の保全及び形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全及び形成に関する施策を策定するときは、事業者及び市民の意見を反映させ、協力協働して環境の保全及び形成に関する施策の推進に取り組むよう必要な措置を講じなければならない。

3 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を行うことにより環境への負荷を低減する責務を有する。

4 市は、環境の保全及び形成に関する教育及び情報の提供その他広報活動を通じて、市民の環境に対する意識の高揚に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境の特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び形成に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び形成に関する施策並びに市民が行う地域の環境保全及び形成に関する活動に協力するように努める責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び形成に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び形成に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働等)

第7条 市、事業者及び市民は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協働しなければならない。

2 市は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的に推進するため、市、事業者及び市民相互の調整に努めるものとする。

(環境施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の特性を生かした景観の形成及び歴史的、文化的環境の保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。
- (6) 環境の保全に関する教育及び広報活動の推進により、環境に対する意識の高揚が図られること。

2 市長は、環境の保全及び形成に関する重要な施策の策定に当たっては、あらかじめ、曾於市環境対策審議会（以下「環境対策審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び形成に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び形成に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 前号の目標を計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、環境対策審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(快適な環境の確保)

第 11 条 市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するように、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 12 条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第 13 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の利用に努めるとともに、事業者及び市民による当該製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第 14 条 市は、環境を保全し、未然に公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第 15 条 市は、事業者及び市民が、環境の保全及び形成について理解を深めるとともに、自発的な活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び形成に関する教育及び学習（以下「環境教育等」という。）の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、事業者及び市民に対する環境教育等の推進に当たり、市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）との協働を図りながら、必要な施策を推進するように努めるものとする。

（自発的な民間団体等の活動の促進）

第 16 条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び形成に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供等）

第 17 条 市は、情報の収集に努めるとともに、事業者及び市民による環境の保全及び形成に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利、利益の保護に配慮しつつ、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び形成に関する調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（推進体制等の整備）

第 18 条 市は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の行政機関相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

2 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要な体制の整備に努めるものとする。

（国、県及び他の地方公共団体との連携）

第 19 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策並びに広域的な取組を必要とする環境の保全及び形成に関する施策については、国、県及び他の地方公共団体と連携して、その推進に努めるものとする。

（委任）

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 曾於市環境対策審議会条例

平成 17 年 7 月 1 日条例第 123 号

改正

平成 21 年 3 月 27 日条例第 5 号

平成 26 年 3 月 14 日条例第 21 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、曾於市環境対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 環境対策の基本方針の樹立に関すること。
- (2) 公害対策の予防対策、被害対策に関すること。
- (3) その他環境対策に関し、必要なこと。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 21 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 3 人
- (2) 農業団体の代表者 3 人
- (3) 商工団体の代表者 3 人
- (4) 各種団体の代表者 3 人
- (5) 関係行政機関の職員 3 人
- (6) 事業場の経営者の代表 3 人
- (7) その他市長が必要と認める者 3 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、その職にあるため委員となった者がその職を離職したときは、任期満了前であっても、その委員は、委員の職を辞職したものとみなす。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって決める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(関係者の出席)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日条例第5号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月14日条例第21号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

3. 計画策定のスケジュール

回数	開催日	曾於市環境対策審議会における審議内容
第1回	2020年 8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の改定スケジュールの確認 ・施策体系の見直し（案）の提示
第2回	2020年 11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画の総括と課題の抽出 ・環境の動向について確認 ・次期計画における環境に関する将来像の策定 ・次期計画素案（途中経過）の提示
第3回	2020年 12月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次曾於市環境基本計画（案）に対する諮問 ・次期計画の案の提示 ・環境対策審議会からの意見聴取
パブリックコメントの実施（12月25日～1月25日※32日間）		
第4回	2021年 3月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告および素案の修正箇所の提示 ・第2次曾於市環境基本計画への答申

4. 曾於市環境対策審議会委員名簿

組織	団体	委員氏名	備考
知識経験者	曾於市衛生自治会	宮田 良一	副会長
//	市内小中学校理科部会	森田 勝二	
//	曾於高校畜産食農課教諭	原澤 孝之	
農業団体代表者	曾於市農業委員会	山口 裕之	
//	曾於農業共済組合	吉村 忠文	
//	そお鹿児島農業協同組合	渡邊 秀二	
商工団体代表者	曾於市商工会	平川 忠幸	
//	曾於市商工会財部支部	桐木平 大河	
//	曾於市商工会大隅支部	赤木 淳二	
各種団体代表者	末吉町校区公民館連絡会	大津 亮二	会長
//	大隅町校区公民館連絡会	渡邊 忠夫	
//	財部町校区公民館連絡会	西丸 國治	
行政機関職員	曾於市役所建設課	新澤津 順郎	
//	曾於市役所農林振興課	竹田 正博	
//	曾於市役所畜産課	野村 伸一	
事業場経営者	株式会社 ナンチク	上森 義輝	
//	株式会社 渡辺組	山口 正人	
//	財部町肉用牛部会	樺木野 隆一	
その他市長が必要と認める者	曾於市森林組合	立元 龍美	

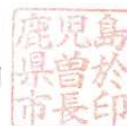
5. 計画についての環境対策審議会に対する諮問とその答申

諮問

曾市第 691 号
令和 2 年 12 月 23 日

曾於市環境対策審議会 会長 様

曾於市長 五位塚 剛



第 2 次曾於市環境基本計画について（諮問）

このことについて、曾於市環境基本条例第 9 条第 4 項の規定により、貴審議会の意見を賜りたいので、下記事項について諮問いたします。

記

第 2 次曾於市環境基本計画について

答申

令和3年3月5日

曾於市長 五位塚 剛 様

曾於市環境対策審議会
会長 大津 亮二

第2次曾於市環境基本計画（案）について（答申）

令和2年12月23日付け、曾市第691号で曾於市環境対策審議会に諮問のあった「第2次曾於市環境基本計画」（案）については、下記のとおり答申します。

記

「第2次曾於市環境基本計画」（案）については、基本的に適当であるものと認めます。ただし、次のことに留意されたい。

1. 計画の実施については、本市の実情及び本審議会委員の発言や市民の意見を十分に踏まえ、実効性のある計画として曾於市環境基本条例の目的の達成に努めること。
2. 計画の変更等については、国際的な情勢や国・県等の動向を考慮し、弾力的かつ適切な対応に努めること。
3. 計画の進捗状況について把握するとともに、適切に評価し、必要な改善に努めること。

6. 用語集

■アセットマネジメント（資産管理）※水道事業について

持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動のこと。

■イノベーション

新しい発想、革新的な手段・方法（の創造）、新機軸、などの意味を持つ。画期的な新技術やまったく新しい物事の仕組みを創造し、世の中に变革を促すこと。

■ウォームシェア

家庭などで、一人ひとりが暖房を使うのではなく、同じ場所や部屋に集まることで暖房エネルギーを節約すること。

■エシカル消費（倫理的消費）

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

■温室効果ガス

地球の大気中にある赤外線を吸収し、再び放出する性質がある二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などのガスのこと。

■外来生物 / 外来種

もともとその地域にいなかったのに、人為的に他の地域から持ち込まれた生物のこと。

■合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽のこと。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共用水域の汚濁を軽減する効果がある。

■環境基準

環境基本法第16条の「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のこと。環境基準は、行政上の目標値であり、直接工場等を規制するための規制基準とは異なる。

■環境基本計画

環境基本法に基づいて、国及び地方公共団体で策定される環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた計画のこと。この計画には、望ましい地域環境のあり方を実現するための基本的な方策やその方策を具体化する手順等が示されている。

■環境基本法

平成 5 年に制定、施行された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示した法律。基本理念を定めた上で、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。

■環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

■環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System) という。

■クールシェア

オフィスや家庭での冷房時に室温 28℃でも快適に過ごすことができる工夫「クールビズ」から、さらに一歩踏み込み、エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うこと。

■クールビズ

夏期の環境対策などを目的とした衣服の軽装化キャンペーン、ないしはその方向にそった軽装のこと。

■グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

■光化学オキシダント

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物 (NOx) や炭化水素 (HC) が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化力の強い物質の総称。また、これらの物質からできたスモッグを光化学スモッグといい、目がチカチカしたり、のどが痛くなるなど、人体への影響もある。

■公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。(下水道法第2条第3項)

■再生可能エネルギー

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）」において、「再生可能エネルギー源」とは「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが政令で定められている。

■ジオサイト

地球の活動がわかる地質や地形がある場所。自然遺産として価値が認められる場所。

■循環型社会

限りある資源を有効活用するため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、人間の生活や企業活動に伴って発生・消費される物やエネルギー等あらゆるものを資源として循環し再利用することによって、環境への負荷が可能な限り低減された社会のこと。

■水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。

■スマート農業

ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業のこと。少子化などによる農業人口の減少対策としても期待されている。

■生活排水

台所、トイレ、お風呂、洗濯などの日常生活からの排水のこと。川や海の水の汚れの原因となっており、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置によりきれいにする事ができる。

■生態系

生物群集（植物群集と動物群集）及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物資系のこと。生態系は、生産者、消費者、分解者および還元者から構成され、無機物と有機物との間に物資代謝系が成立している。自然環境を基準にして、陸地生態系、海洋生態系等に区別され、また生物群を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区別される。

■生物多様性

地球上のあらゆる生物種の多様さを意味しており、①生物種の数が多いという「種間の多様性」、②同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性（遺伝子の多様性）」、及び③これらの生物とその生息環境からなる生態系が多様であるという「生態系の多様性」という 3 つのレベルの多様性を含んでいる。

■地球温暖化

大気中にある二酸化炭素やメタン、フロンなどの温室効果ガスが増え過ぎ、宇宙に逃げようとしていた熱が地表にたまりすぎることで、気温が上昇したり、地球全体の気候が変化すること。

■低排出ガス車

平成 12 年 4 月から「低排出ガス車認定実施要領」に基づき、国土交通省が認定する基準よりも排出ガスを低減させた自動車のこと。自動車の排出ガスに含まれる有害物質が削減されている。

■バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」のこと。太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源。石油等化石資源は、地下から採掘すれば枯渇するが、植物は太陽と水と二酸化炭素があれば、持続的にバイオマスを生み出すことができる。

■遊休農地

法令用語であり、農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいう。